

## 一般競争入札による市有財産売却の流れ

- 1 入札の広告 ① 入札公告 市のホームページ、広報たけた  
【公 告 日】 令和 8 年 6 月 8 日 ( 月 )
- 2 入札参加申込の受付 ② 入札参加申込みの受付開始  
【受付期間】 令和 8 年 6 月 8 日 ( 月 ) から  
令和 8 年 6 月 24 日 ( 水 ) まで  
郵送でも  
受付期間内必着  
【提出書類】 《一般競争入札参加申込書》《誓約書》《印鑑登録証明書》  
《身分証明書(個人の場合)》《納税証明書(完納証明書)》  
法人はプラス——《法人登記簿謄本又は、履歴事項全部証明書》  
《役員等一覧》  
共同購入はプラス—《代表者選任届》  
【提出先】 〒878-8555 竹田市大字会々1650番地  
竹田市役所 財政課 財産管理係 宛  
持参又は郵送(一般・簡易書留)
- 3 入札参加資格審査 ③ 参加資格の審査  
入札参加申込書等の提出書類により、資格審査を行います。  
資格審査後、資格取得者に一般競争入札参加資格者証を送付します。
- 4 入 札 ④ 入 札  
【日 時】 令和 8 年 7 月 3 日 ( 金 ) 午前 10 時から  
受付 : 午前 9 時 30 分 ~ 10 時 00 分  
【場 所】 竹田市役所会議室 3 階 会議室 4  
【提出書類】 《入札書》、代理人が入札する場合《委任状》  
【入札保証金】 見積金額の5%以上を入札開始前に納付してください。  
※入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。
- 5 契 約 ⑤ 契 約  
【市有財産売買契約書の提出】  
契約予定者決定通知書の受領の日から **7日以内**に契約書を提出してください。  
必要な収入印紙も貼付してください。  
【契約保証金】 契約額の10%以上  
契約書提出の際に収めていただきます。  
※契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。
- 6 売買代金のお支払 ⑥ 売買代金の支払い  
【納 期 限】 指定された納期限までに納入してください。  
原則、納入通知書発行の日から **20日以内**。
- 7 所有権移転登記 ⑦ 所有権の移転登記  
【登記手続き】 手続きは市が行います。  
【費 用 等】 登録免許税等の費用は購入者の負担になります。